

勝連城跡周辺回遊観光整備基本計画検討委員会設置規程を次のように定める。

平成 26 年 9 月 2 日

うるま市長 島袋 俊夫

勝連城跡周辺回遊観光整備基本計画検討委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、勝連城跡周辺における回遊観光整備に関する施策を適正かつ効率的に推進するための計画（以下「勝連城跡周辺回遊観光整備基本計画」という。）を策定するため、勝連城跡周辺回遊観光整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員会の所掌事務等)

第2条 委員会は、勝連城跡周辺回遊観光整備基本計画策定に関し、必要な事項を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に都市計画部長、副委員長に都市計画部都市計画課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第4条 第2条に掲げる事項その他委員長が指示する事項を専門的に調査審議させるため、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事長に都市計画部都市計画課長、副幹事長に都市計画部都市計画課計画係長をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門アドバイザー)

第5条 勝連城跡周辺回遊観光整備基本計画策定に関し、高度の専門的な知識経験に基づく意見を述べさせるため、専門アドバイザーを置くことができる。

2 委員長又は幹事長は、必要があると認めるときは、専門アドバイザーを委員会又は幹事会に出席させ、その意見を求めることができる。

3 第1項に定める専門アドバイザーは、うるま市が行う観光プロデューサー派遣事業に関する委託契約にかかる観光プロデューサーをもって充てる。ただし、観光プロデューサーは、当該委託契約の範囲において、業務を行うものとする。

(任期)

第6条 委員若しくは幹事又は専門アドバイザーの任期は、勝連城跡周辺回遊観光整備基本計画の策定の日までとする。

(会議)

第7条 委員会又は幹事会は、それぞれ委員長又は幹事長が招集し、その議長となる。

2 委員会又は幹事会は、それぞれ委員又は幹事の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 委員長又は幹事長は、必要があると認めるときは、委員又は幹事以外の者の出席を求めることができる。

4 委員会又は幹事会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ委員長及び幹事長の決するところによる。

5 委員長は、会議で調査審議した事項について、市長に報告するものとする。

(事務局)

第8条 委員会及び幹事会の事務局は、都市計画部都市計画課に置き、庶務を処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会又は幹事会に関し必要な事項は、それぞれ委員長又は幹事長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 9 月 2 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職名	備考
都市計画部長	委員長
都市計画部都市計画課長	副委員長
企画部企画課長	委員
経済部商工観光課長	委員
経済部農政課長	委員
経済部農水産整備課長	委員
教育部文化課長	委員
市民部環境課長	委員

別表第2（第4条関係）

職名	備考
都市計画部都市計画課長	幹事長
都市計画部都市計画課計画係長	副幹事長
都市計画部都市計画課管理係長	委員
都市計画部都市計画課工事係長	委員
企画部企画課企画開発係長	委員
経済部商工観光課観光係長	委員
経済部農政課農政係長	委員
経済部農水産整備課計画係長	委員
教育部文化課文化財係長	委員
市民部環境課環境保全係長	委員